

別紙① 安全管理規程

シティアクセス株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業運営と方針
- 第三章 代表者（経営者）の役割等
- 第四章 安全管理の実施等
- 第五章 安全管理の取り組み状況の確認と改善等

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第22条（輸送の安全性向上）及び第29条の3（情報の公開）の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もつて輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の旅客運送事業にかかる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営と方針

（輸送の安全に関する基本方針）

第三条 代表者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内における輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるとの意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する目標)

第四条 前条の基本方針に基づき、輸送の安全目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第五条 前条に掲げる目標を達成するため、別表1に定める「輸送の安全確保のための実施計画」に基づいて、その計画を作成する。

第三章 代表者（経営者）の役割等

(代表者の役割)

第六条 代表者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 代表者は、輸送の安全の確保に関し、必要とする予算の確保、安全管理体制の構築等所要の措置を講ずる。
- 3 代表者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 代表者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認するとともに、適時に必要な改善を行う。

(社内組織)

第七条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための指揮、命令等の明確化による社内統治を確立する。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 運行管理補助者

- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、運行管理全般を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が不在の場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別表2に定める「組織体制及び指揮命令系統図」による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第八条 代表者は、輸送の安全を統括する安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、その職を解任する。
 - 一 身体の故障その他やむを得ない事由により業務を引き続き行うことが困難に

なったとき。

- 二 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、その職務を引き続き行うことが、安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の業務)

第九条 安全統括管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 安全方針について全社員への周知
- 二 安全目標を作成するとともに、社員を指揮、指導し、その目標達成に向けた積極的な取り組み。
- 三 代表者への輸送の安全に関する情報の適時適切に報告
- 四 安全管理の取り組み体制と各自の役割の社内周知

第四章 安全管理の実施等

(輸送の安全に関する情報の収集、伝達)

第十条 代表者又は安全統括管理者は、現場の声を的確に把握し、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内に伝わるようにする。

(法令等の遵守)

第十一条 社員は、輸送の安全に必要な関係法令、通達及び社内規則を遵守し、代表者又は安全統括管理者は、それらの状況を定期的に確認する。

(輸送の安全に必要な手順)

第十二条 安全統括管理者は、本規程の写しを配布又は掲示するなどして、輸送の安全に必要な手順の社内周知を徹底する。

(教育、訓練)

第十三条 代表者又は安全統括管理者は、乗務員に対して定期的に教育、訓練を実施する。

また、教育、訓練の実施に当たっては、運輸安全マネジメント制度に関するセミナー、講習会を活用する等して行い、それらの実施状況を記録、保管する。

(事故等の対応)

第十四条 事故、災害等の突発事案の発生を認知した社員は、別表 3 に定める「事故、

災害等の発生に伴う連絡体制」に基づき、代表者及び安全統括管理者にその情報を速報する。

- 2 代表者又は安全統括管理者は、前項の事案に対する再発防止策を検討実施する。
- 3 代表者又は安全統括管理者は、必要に応じて現場からのヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止のための対応策を講ずる。
- 4 代表者又は安全統括管理者は、他の事業者の事故事例等の情報を集め、自社の事故防止に活用する。
- 5 代表者は、重大事故等が発生した場合の対応方法をあらかじめ定め、安全統括管理者に指示する等して、社内に周知する。
- 6 安全統括管理者は、前第一項から第5項までの実施状況を記録、保管する。
- 7 自動車事故報告規則に定める事故が発生したときは、代表者は、国土交通省に必要な報告又は届出を行う。又、災害等により事故があった場合は、国土交通省その他の機関に必要な情報提供を行う。

第五章 安全管理の取り組み状況の確認と改善等

(安全管理の取り組み状況の確認)

第十五条 代表者は、定期的に安全管理の取り組み状況を点検し、把握した問題点を改善するため、以下の取り組みを行う。

- 2 安全統括管理者に指示する等して、少なくとも年1回、安全目標の達成状況や安全管理の取り組み状況を点検する。安全統括管理者等は、その結果を代表者に報告する。
- 3 前項の点検の結果、問題が判明したときは、必要な改善を行う。

(情報の公開)

第十六条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十七条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附則

- 1 改正規程施行日 平成 29 年 3 月 1 日
- 2 前規程の廃止 平成 22 年 7 月 1 日施行「シティアクセス株式会社運輸安全管理規程」は、追って廃止する。